

Number

03

交通犯罪

大量交通時代における
交通犯罪対策

那須 修

Nasu Osamu

警察庁交通局運転免許課外国人運転者対策官

I. 近年における情勢と交通犯罪対策における基本的な考え方

平成23年末現在の我が国における自動車保有台数は約7924万台、運転免許保有者数は約8122万人に達しており、同年中における交通人身事故の発生件数は69万1937件で、死者は4612人、負傷者は85万4493人であった。さらに、同年中の道路交通法（以下「道交法」という）違反取締件数（点数告知件数及び放置違反金納付命令件数を含む）は約1153万件に上った。

このように交通犯罪に関してはその膨大な発生数が大きな特徴と考えられるが、これに対し、我が国は、これまで、刑事処分と行政処分を使い分けながら、「効率的な手続による大量の事件処理」と「悪質・危険運転者対策」を両立させてきた。そこで、以下、この点を中心に論じていくこととする。

なお、文中意見にわたる部分はあくまで個人的見解である旨申し添える。

II. 大量の交通犯罪への対応策

1. 三者即日処理方式

道交法違反事件で起訴される事件の大半においては罰金刑が科されているが、そのほとんどが略式手続¹⁾によるものである²⁾。また、当該事件に関する略式手続は、いわゆる「三者即日処理方式」によって行われるのが一般的である。

この「三者即日処理方式」とは、同一庁舎（簡易裁判所）内において警察官による取調べ、事件送致、検察官による取調べ、略式命令請求、裁判官による略式命令の発付、被告人への送達、罰金又は料金の仮納付を1日で行う処理方式であり、こうした手法により、違反者に対する迅速・大量処理がなされている³⁾。

2. 交通切符と交通反則通告制度

昭和38年1月、道交法違反が激増する中、「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」、いわゆる交通切符制度が導入された⁴⁾。交通切符は複写式で検察庁や裁判所において共用できるもので、書類作成の簡略化による手続

1) 刑事訴訟法461条以下参照。

2) 検察統計年報によれば、平成22年における道交法違反に係る被疑事件の検察庁終局処理人員45万8593人のうち、公判請求2.0%、略式命令請求64.3%、不起訴28.1%、家庭裁判所送致5.5%であった。

3) かつて、三者即日処理方式は交通事件即決裁判手続

法に基づく交通事件即決裁判手続にも適用された。しかしながら、直接主義・口頭主義による同手続は、略式手続と比べて迅速処理の手続としては利用しにくいいため、昭和54年以降は同手続による処理例は見当たらない。

4) 当初は東京と大阪で導入され、その後、全国に広がった。